

# 明石市市民参画条例逐条解説

平成23年12月

明石市



## 目 次

---

第1章 総則	
第1条 目的	3
第2条 定義	4～5
第3条 市民参画の基本原則	6
第4条 市長等の責務	7～8
第5条 市民等の役割	9
第2章 市民参画手続等	
第1節 通則	
第6条 市民参画手続の実施等	10～13
第7条 市民参画手法	14～15
第8条 市民参画手続の実施原則	16
第9条 公表の方法	17
第10条 制度の調整	18
第2節 市民参画手法の実施等	
第11条 意見公募手続	19～21
第12条 審議会等の委員の選任等	22～24
第13条 審議会等の会議の公開等	25～27
第14条 意見交換会手続	28～29
第15条 ワークショップ手続	30～31
第16条 公聴会手続	32～34
第17条 政策公募手続	35～36
第18条 その他の市民参画手法	37
第3章 政策提案手続	
第19条 政策提案手続	38～40
第4章 市民参画の推進	
第20条 推進会議の設置	41～42
第21条 運用状況の公表	43
第22条 市民の自発的意見の取扱い	44～45
第5章 雑則	
第23条 規則への委任	46
資料	
明石市市民参画条例	47～53
明石市市民参画条例施行規則	54～61
審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱	62～63

# 明石市市民参画条例

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 市民参画の基本原則
- 第4条 市長等の責務
- 第5条 市民等の役割

### 第2章 市民参画手続等

#### 第1節 通則

- 第6条 市民参画手続の実施等
- 第7条 市民参画手法
- 第8条 市民参画手続の実施原則
- 第9条 公表の方法
- 第10条 制度の調整

#### 第2節 市民参画手法の実施等

- 第11条 意見公募手続
- 第12条 審議会等の委員の選任等
- 第13条 審議会等の会議の公開等
- 第14条 意見交換会手続
- 第15条 ワークショップ手続
- 第16条 公聴会手続
- 第17条 政策公募手続
- 第18条 その他の市民参画手法

### 第3章 政策提案手続

- 第19条 政策提案手続

### 第4章 市民参画の推進

- 第20条 推進会議の設置
- 第21条 運用状況の公表
- 第22条 市民の自発的意見の取扱い

### 第5章 雑則

- 第23条 規則への委任

### 附則

**(目的)**

第1条 この条例は、明石市自治基本条例(平成22年条例第3号。以下「自治基本条例」という。)の目的及び理念に基づき、市民の市政への参画についての手続その他必要な事項を定め、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

**【考え方】**

明石市のまちづくりを進めるうえでの最も基本的な事項を定め、市民自治によるまちづくりを推進し、「明石の自治」の実現を目指すことを目的とした明石市自治基本条例が平成22年4月1日に施行されました。

「市民自治」とは、地域住民が自分たちの地域を自分たちで治めることであり、自らの決定と責任のもとにまちづくりを行い、地域社会を作り上げていくことです。

市民自治を実現するためには、市民が、まちづくりに主体的に関わっていくことがなによりも重要なこととなります。

自治基本条例は、市民の市政への参画の機会を保障すること(第12条)や市民政策提案手続を含む多種多様な参画手法を用いるべきこと(第13条)を定めています。そして、市民参画の手法、手続その他必要な事項については別の条例で定めるとされています(第15条)。

本条例は、この自治基本条例からの委任に基づき、自治基本条例の理念を市政において具体化していくうえで重要となる市民参画の手続等について定めることを目的とするものです。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 自治基本条例第2条第1号に規定する市民をいう。
- (2) 市長等 自治基本条例第2条第3号に規定する市長等をいう。
- (3) 政策等 市長等が、市政に関して一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての政策、施策、方針、方策その他これらに類するものをいう。
- (4) 市民参画 市長等が行う政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が意見等を反映させるため、主体的に関わっていくことをいう。

## 【考え方】

定義規定は、条例の中で用いる用語の意義を定めるもので、用語の意義を明確にすることで、解釈上の疑問や誤解をなくすためのものです。

用語の定義をすることにより、社会通念上用語の意義に広狭があり様々な解釈をされるおそれがある用語について、疑問や誤解がなくなります。

## (1) 「市民」について

一般に「市民」といった場合は、その市内に住んでいる人のみを指す場合が多いですが、この条例にいう「市民」とは、自治基本条例と同様、「市内で居住する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者等」を指しています。自治基本条例の理念からも、明石市に居住している人だけでなく明石市に関わりのある多くの人々の参画を目指すことが必要です。市の政策等の中には、市内で日常的に活動を行う他の自治体からの通勤者や通学者、また市内に事業所を置く法人や個人、市内で活動を行う市民活動団体など、多くの人々に関係のあるものがあるためです。

ただし、この条例の運用に当たっては、地域性を有する政策等を実施する場合には当該地域に暮らしている人々を対象にきめ細かい市民参画手続を実施するなど、個々の政策等の内容に応じて意見等を求めるべき市民の範囲を適切に定める必要があります。そのため、市長等は、具体的な政策等の内容や参画の手法に応じて、意見等を求める市民の範囲を定めるなど、適切な市民参画を図るために、柔軟に運用していくこととなります。

例：〇〇地区公園の整備なら、その周辺の人で、当該公園を利用する人を対象に意見交換会を開催するなど。

## (2) 市長等について

この条例にいう「市長等」とは、自治基本条例と同様、市長その他の執行機関を指します。具体的には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会のことです。

## (3) 政策等について

この条例にいう「政策等」とは、市長等が、市政に関して一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての政策、施策、方針、方策その他これらに類するものをいいます。「政策」「施策」「方針」「方策」等は、その意義に広狭や若干の違いはあるものの、この条例においては同種のものとして

取り扱うこととしています。

#### (4) 市民参画について

市民参画は、市長等が行う政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が意見等を反映させるために、主体的に関わっていくことをいいます。

この条例では、主に政策等の企画立案や計画の段階における参画と、市が主催するイベントの実施や施策の施行段階における市民意見の聴取など実施段階における市民参画について、基本原則や手法などを定めています。

実施段階では参画と協働が一体となって行われることがあり、明確な区別を置くことは難しいですが、参画は市の政策等への市民の関与をいい、協働は公共的な活動を市と市民がお互いに役割分担して、又はお互いが共同して行うことをいいます。例えば、市が主催するイベントの実施段階を例にあげると、その実施の過程で市民が具体的なアイデアを出して行政と意見を交換し、情報を共有し合うことは参画であり、市民が実際にパートナーとして情報を共有し、協議しながら活動することは協働として理解されることとなります。同じイベントの中で両者の重なり合いが見られることもありえます。

評価や改善の段階についても、この条例で定める意見公募手続等の市民参画手法の活用が考えられますが、それに加えて評価独特の市民参画手法も考えられます。また、評価の対象事項、反映方法、評価の観点など様々なものを規定する必要もあります。このような理由から自治基本条例第29条第3項の規定により今後予定される評価に関する条例において詳細に定めるものとします。

また、市の政策等への参画の対象としては、市長等が行う市の政策等への参画の他に議会活動への参画が考えられますが、この条例は前者のみを対象とするものです。

議会活動への参画については、基本的には議会自身の発案による議会基本条例などの別の条例において定めるものであると考えられます。

(市民参画の基本原則)

第3条 市民参画は、市民の自主性が尊重されるとともに、全ての市民にその機会が保障されるものとする。

2 市民参画は、市民と市長等がお互いの情報提供の下に、情報を共有して行われるものとする。

3 市民参画は、市民と市長等との良好な信頼関係に基づいて行われるものとする。

4 市民参画は、多様な市民の意見等が反映されることを基本として行われるものとする。

【考え方】

自治基本条例の理念及び第1条に定めるこの条例の目的にのっとり、市民と市長等がこの条例を運用していくに当たっての市民参画の基本原則を定めたものです。

第1項は、市民は、市民参画を行うに当たっては他から干渉されてはならず、市民の自主性が尊重されるべきであること、市民参画の機会はすべての市民に保障されることを宣言したものです。なお、機会を保障するとは、憲法の平等取扱の原則をも含むものであり、不当な差別的取り扱いをしないことも意味しています。ただし、具体的な政策等の内容や参画手法に応じて、意見等を求める市民の範囲を限定することは、合理的理由がある場合には許されます。例えば、政策等の対象が住民(明石市に住民登録や外国人登録されているもの)だけに限定されるようなものについて、参画手法によっては、通勤者や通学者を対象としないことを意味します。

例：友好都市、姉妹都市宣言、小学校統合、中学校給食など

第2項は、情報共有の原則を定めています。市民が市政に対する情報を適切に得ることができなければ、市民と市長等が対等な立場で議論することはできません。市長等は市政についての情報の提供を積極的に行い、市民も市長等に対して情報を発信するなどして情報を共有し、ひいては問題意識も共有することが必要であるという考えに立つものです。つまり、情報共有に当たっては、市民と市長等がお互いが知っている情報を積極的に提供し合うことが必要で、単に聞きました、知らせましたではなく、お互いが情報を知っていることが重要です。

第3項は、市民参画を効果的に推進していく上で市民と市長等との関わりについて定めたものです。

市民参画は、市長等と市民の良好な信頼関係の上で行われることが大事であり、お互いに不信感やわだかまりがあれば、市民参画をより良いものにするにはできません。

第4項は、市民参画を通じて提供される多様な立場からの意見・情報の反映について定めています。それぞれの市民のアイデアや蓄積した知識を行政施策に反映させることは、これからのまちづくりには欠かせないことを深く認識し、行政はそれらの意見等を真摯に受け止め、できるだけ反映させなければなりません。



## (市長等の責務)

第4条 市長等は、市民に対して市民参画の機会を積極的に提供し、市民参画を推進するものとする。

2 市長等は、市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすい形で提供し、市民との情報共有に努めるものとする。

3 市長等は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めるものとする。

4 市長等は、市政について適切かつ誠実に説明責任を果たすよう努めるものとする。

5 市長等は、市民参画に関する調査及び研究を行うとともに、市民参画に対する市民の意識を醸成するよう啓発に努めるものとする。

## 【考え方】

市民参画の基本原則を受けて、市民参画を推進する上での市長等の責務を定めたものです。市民の権利としての市民参画を宣言するだけでなく、行政の側からどのような市民参画の機会を提供するのか、行政はそれに対してどのように向き合うのかについても規定する必要があります。なぜなら、市民が行政の政策等に意見を言うことができても、結局行政がその意見を政策等に反映させなければ、本当の参画とは呼べないからです。

第1項は、より多くの市民がより多くの市の政策等に市民参画できるよう、市長等は、市民に対して積極的に市民参画の機会を提供し、市民参画を推進すべきことを定めたものです。

第2項は、市民参画を推進するための前提として、市民に対して十分な情報提供が行われ、市民と市長等で情報を共有していくことが不可欠であることから、市長等は、市政に対する情報については、市民からの請求や申出を待って行うのではなく、自ら積極的に、分かりやすく提供するよう努めるべきこと、情報提供の方法は、情報弱者に配慮して、行うべきことを定めています。

情報は、受け手の市民の状況に配慮して提供する必要があります。最近の情報通信の発達から情報機器を使いこなせない人とそうでない人、貧困のため情報機器を入手できない人とそうでない人との間には、情報通信の利用面での格差が発生しており、その格差が原因で一層困難な状況に追い込まれる、いわば、情報技術が社会的な格差を拡大、固定化する現象（デジタル・デバイド）が生じているといわれています。このような格差を生じさせないように、誰もが情報通信の利便を享受できる「情報バリアフリー」を推進していくとともに、それでもなお生じる情報弱者に対してもきめ細やかに情報提供を行うように努めなければなりません。

情報提供の方法は、例えば「告示や公示」、「市政だよりへの掲載」、「ホームページへの掲載」、「窓口や自治会を通じての掲示やパンフレットの配布」など様々な方法があり、それぞれの特徴があります。

市長等は、市民が入手し、又は活用しやすい方法がそれぞれの市民によって異なることから、より効果的な方法で情報提供を行うようにし、情報弱者にも配慮した情報

提供を行う必要があります。

第3項は、市長等が、様々な市民の意見等を把握し、有益な意見等については積極的に市政に反映するよう努めるべきことを定めています。また、潜在的な市民の意見やニーズに対応するためには、市民からの問題提起を待つだけでなく、問題点を発掘するために市長等が積極的に市民に働きかけることが求められます。

第4項は、市長等の説明責任を定めています。市長等は市民からの問い合わせに対して、適切に、かつ、誠意をもって応答する責任があるだけでなく、市政について自ら説明を果たすよう努める義務があります。

第5項は、市民参画を発展させていくために、市長等は、市民参画に関する調査研究を行い、有効な市民参画手法があれば取り入れていくなどするとともに、市民参画についての市民の意識が醸成されるよう啓発に努める義務があることを定めたものです。

**(市民等の役割)**

- 第5条 市民は、自治の主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画を行うように努めるものとする。
- 2 市民は、市民参画に関する理解を深め、市民参画を通じて地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民参画を行うものは、市民の立場に立ち、特定のもののみの利益ではなく、現在及び将来における明石市全体の利益を考慮するとともに、誠実に、市民参画を行うよう努めるものとする。

**【考え方】**

市民参画に当たっての市民の基本的な姿勢を定めたものです。

第1項は、市民は、自治の主体であり、市民は市政に関心をもち、積極的に市民参画するように努めるべきであることを定めています。

これまでは、「まちづくりを担う公共的活動」は、すべて行政が当たるという考え方が支配的でしたが、市民自治を目指すためには、市民も市もまちづくりの主体は市民であることを深く認識し、市民がまちづくりの主体として、市政に関心をもち、積極的に関わっていくことに努めるよう定めています。

第2項は、市民は、市民参画の重要性を認識し、市民参画を通じて地域社会の課題解決に主体的に取り組むことに努めるよう定めています。

第3項は、市民参画を行うものは、特定の個人や団体のみの利益を求めのではなく、現役世代だけでなく将来の世代のことも考慮し、「明石市全体の利益」を念頭に置いて、自らの意見と行動に自覚と責任を持って、誠実に、市民参画するように努めるよう定めたものです。なお、ここで「市民参画を行うもの」という主語にした理由は、市民参画手法によっては、その手続により意見等を述べるものが市民とは限らないからです。(例：意見公募手続では意見を提出できるものについて限定はなく、市民には限られない。)

## (市民参画手続の実施等)

- 第6条 市長等は、政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合には、市民参画手続(市長等が市民参画を求める手続をいう。以下同じ。)を実施するものとする。
- 2 市長等は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を行うときは、あらかじめ、市民参画手続を実施しなければならない。
- (1) 市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止
  - (2) 市の総合計画(自治基本条例第26条第1項に規定する「総合計画」をいう。)その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止
  - (3) 市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
  - (4) 広く市民の利用に供する大規模な施設であつて規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更
  - (5) 前各号に掲げるもののほか市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止
- 3 前項の規定にかかわらず、市長等は、対象事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参画手続を実施しないことができる。
- (1) 市税の賦課徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。)その他金銭の徴収に関するもの
  - (2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの
  - (3) 法令(法律、法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例及び規則をいう。以下同じ。)に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの
  - (4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの
  - (5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの
  - (6) 特に緊急の必要のため作成すべきものであつて、市民参画手続を行う暇がないもの
- 4 市長等は、前項の規定により対象事項について市民参画手続を実施しなかった場合は、当該対象事項に係る政策等を公表する日(地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に定める議決事件である場合にあっては、議会に提案する日)と同時期に市民参画手続を実施しなかった旨及びその理由を公表するものとする。

## 【考え方】

「市民参画手続」の定義と、どのような政策等について市長等が市民参画手続を行わなければならないかについて定めたものです。

市民参画の手続には、行政の側から市民参画の機会を提供する手続と、市民から自発的になされた意見を行政が受け止めるための手続とがあります。この条例では、前者を「市民参画手続」、後者を「政策提案手続」とした上で、両者の手続を定めるこ

とによって市民参画の機会を保障しています。

第1項は、自治基本条例の理念に基づいて、市民の市政への参画を保障するために、政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民参画が必要と認められる場合には、市長等が市民参画手続を実施すべき義務を定めたものです。

市民参画手続の必要性の有無は、政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案して、総合的な観点から市長等が判断しますが、その判断が全て市長等の裁量に委ねられるわけではありません。市民参画の必要性が客観的に認められる場合には、市長等には市民参画手続の実施義務があります。

第2項は、第1号から第5号までに掲げる事項は、市政運営や市民に与える影響が大きいものであることから、原則として、市長等が必ず市民参画手続を実施しなければならないことを定めています。それ以外の政策等については、第1項に従い、市長等が市民参画手続の客観的必要性の有無を判断します。

第1号は、市の根本的理念を定める憲章や宣言等の策定、変更又は廃止を行う場合は市民参画手続を実施することを定めたものです。例としては「海峡交流都市宣言」や「平和都市宣言」などです。

第2号は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための基本となる計画（総合計画）のほか、個別の行政分野における施策展開の基本方針などを定める個別の計画（個別計画）の策定、変更又は廃止を行う場合は市民参画手続を実施することを定めたものです。例としては「長期総合計画」、「環境基本計画」、「男女共同参画推進プラン」、「都市計画マスタープラン」などです。

第3号は、市政を運営する上での共通の基本的考え方や制度を示した条例、個別行政分野における基本的な考え方や政策的な方向性を示す条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行う場合は、市民参画手続を実施することを定めたものです。例としては「市政の基本的な事項を定める条例」とは、「自治基本条例」、「文化芸術創生条例」などの明石市のまちづくりの方針等を定める条例などをいい、「義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」、「放置自転車等の防止に関する条例」、「空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」、「文化財保護条例」などです。

第4号は、市民会館、博物館、図書館などの建設や公園、道路、下水道、河川などの整備や改修で規則で定めるものの基本的な計画の策定又は変更を行う場合は、市民参画手続を実施することを定めています。

なお、広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則で定めるものとは、規則（明石市市民参画条例施行規則をいう。以下同じ。）では、次のように総事業費の額が10億円を超えるものとしています。この総事業費とは、用地費、工事費等その施設の建設に係る総事業費をいいます。

(大規模な市の施設) ※明石市市民参画条例施行規則

第3条 条例第6条第2項第4号に規定する広く市民の利用に供する大規模な施設は、総事業費の額が10億円を超えるものとする。

第5号は、「市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業」の策定、変更又は廃止を行う場合は、市民参画手続を実施することを定めています。なぜなら、これらの制度や事業は、市民ニーズを的確に把握する必要があるとともに、市民に負担や労力をお願いしたりすることになるものであるもので、市民の理解と協力がなければ成り立たないものと考えられるからです。

このようなものの例としては、「学校の通学区」、「学校統合」、「ごみの分別収集」、「区画整理事業」などが当たると考えています。

第3項は、対象事項について市民参画手続を実施しないことができる場合を定めたものです。

第1号は、市税の賦課徴収などの金銭の徴収に関するものについては、市民参画手続を実施しないことができるとしたものです。これは、地方自治法第74条第1項の条例の制定改廃を求める直接請求制度においても地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは対象外としていることに準じたものです。このようなものの例としては、市民税や固定資産税などの地方税の税率、水道の使用料、市民病院の診療報酬、施設の利用料等の額や減免の要件や額などです。ただし、地方税法第5条第3項により法定外普通税を起こす場合や同法第7項により法定外目的税を起こす場合は、市の政策判断により起こすものであり、市民に与える影響が大きいため、市民参画手続を実施すべきと考えています。

また、金銭の徴収に関するものであっても受益と負担の観点などを勘案して市民参画の必要性が認められる場合には、市長等の判断により市民参画手続を実施することはできます。このような例として、国民健康保険や介護保険においては、条例で附属機関を設置し、保険料について諮問する制度があります。

第2号は、予算で定まった金銭給付施策については、既にその予算自体は議会の議決を受けていることから市民参画手続を実施しないことができるとしたものです。

予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付とは、毎年の予算で決定された補助金、助成金、利子補給金等の支給金を支給することをいいます。これらは既に補助金交付規則等に基づいて相手方との約束事が決まっており、予算が成立した場合は、特段の事情がなければ執行すべきものだからです。ただし、その補助金等に係る政策等が必要かどうかは行政評価において市民参画による見直しが可能です。また補助金等の廃止、額の増額、対象者の見直し等は、政策等の変更又は廃止に当たりますから、それら補助金等に係る政策等が対象事項に該当する場合は、市民参画手続を実施しなければなりません。

第3号は、法令において一定の基準が定まっている場合においては、その基準に基づいて政策等を実施するため、市長等において裁量の余地がないので、市民参画手続

を実施しないことができるとしたものです。例としては、たばこ税や地方消費税の税率、建築基準法関係の法令に基づく規制など法令において一定の基準が定まっている場合で、その基準に基づいて政策等を実施するものなどです。

第4号は、市長等の機関内部の事務処理に関するものについては、市民参画手続を実施しないことができるとしたものです。例としては、課や係の人員配置、職員の人事異動、会計処理など市内部の経営的事項や事務処理に関するものなどです。

第5号は、政策的な判断を要しない軽易なものについては、市民参画手続を実施しないことができるとしたものです。例としては引用する関係法律の条項移動や文言整理に伴い市の条例、規則の規定を整備するような場合などです。

第6号は、災害等の事態が生じた場合は、その意思決定について緊急性、迅速性が求められることから、市民参画手続を実施しないことができるとしたものです。例としては災害等が生じた場合で、災害救助法の適用申請、市民会館を避難所にするために一般使用禁止にするなどです。

第4項は、第3項の規定により対象事項について市民参画手続を実施しなかった場合に、その理由を明らかにし、説明責任を果たすべきことを市長等に義務付けたものです。

## (市民参画手法)

第7条 市民参画手続の手法(以下「市民参画手法」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 意見公募手続(市長等が政策等の案とともに当該政策等の案の趣旨、目的、内容等及びこれに関連する資料をあらかじめ公表して、広く一般の意見を求め、提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。)
- (2) 審議会等手続(地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他の審議会、検討会等(その構成員の全部又は一部に市民が含まれるものに限る。以下「審議会等」という。)を設置し、これらに市長等が諮問等を行うことにより意見等を求める一連の手続をいう。)
- (3) 意見交換会手続(市長等が政策等の案を説明し、参加した市民からの意見等を収集し、又は参加した市民と意見交換することを目的として、説明会、タウンミーティング(市長等と市民との対話型の集会をいう。)その他の集会を開催する方法をいう。)
- (4) ワークショップ手続(市長等と参加した市民又は参加した市民同士が議論し、意見交換し、又は共同作業を行う会合を開催し、合意形成を図る方法をいう。)
- (5) 公聴会手続(市長等が政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ提示して、公聴会を開くことにより、市民の意見等を聴く方法をいう。)
- (6) 政策公募手続(市長等が市民に対して政策等の提案を募集する方法をいう。)
- (7) その他の市民参画手法(市長等が実施する市民参画手続の手法であって前各号に掲げるもの以外のものをいう。)

## 【考え方】

市民参画手法は、多種多様であるため、現在一般的に行われている代表的なもの、他市で既に実施している先導的手法を列举し、それ以外の市長等が事案に応じて実施する市民参画手法を、その他の市民参画手法として定めるものです。

第1号の意見公募手続から第3号の意見交換会手続までは、市民参画手法の代表的なもので、本市が市民参画手続を実施する場合においてもほとんどこれらの方法によっています。また、他市の例でも必ず規定されているもので、市民参画手法の標準装備といえます。

第1号の意見公募手続は、パブリック・コメントと呼ばれるものであり、広く一般に対して政策等の案について意見を求めるものです。国の行政手続法の場合と同様、意見を提出できるものについての限定はありません。

第2号の審議会等手続は、その委員に公募などにより市民を選任した審議会等を設置し、政策等の案について検討をする手続です。また、第2号に規定する審議会等の定義については、要綱(審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱をいう。以下同



じ。) で次のとおり定めています。

(定義) ※審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱

第2条 この要綱において審議会等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律若しくは条例の定めるところにより設置する附属機関又は規則若しくは要綱等に基づき設置する審議会、委員会、協議会等であって次に掲げるもの以外のものをいう。

(1) 市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの

(2) 市の職員のみを構成員とする者

(3) 特定の事業を実施するために設置される事項委員会等

2 (略)

第3号の意見交換会手続は、一定人数の市民を一堂に会して直接対話により意見を聴くものです。

第4号のワークショップは、最近実施されるケースが増えてきました。ワークショップは、政策等について、ファシリテーターの進行のもとに、市民と市及び市民相互の多様な共同作業を通じて、市民の多様な意見等を引き出しながら、一定の方向性を見いだすための会議をいいます。市民が自由な意見を出し合い、多様な共同作業を通じて合意形成を図ることから、参加した市民にとっては充実感が得られる点、市民の知恵やアイデアが様々な意見等を通して集積されること、政策等の実施段階でワークショップに参加した市民からの理解が得られやすいという点において非常に有効であると考えられています。

第5号の公聴会は、市長等が政策等の案を作成し、それに対して市民が意見を公開の公聴会で述べる手続です。広く市民の意見等を求める場合に直接意見等を聴くことができる点では効果的です。建築基準法などの法律で計画の策定などの場合に利害関係者から公開の場で意見聴取するために開催することが義務付けられているものがあります。ただし、公聴会は、直接市民の意見を聴くことに主眼が置かれており、意見に対する市長等の応答は基本的には予定されていません。

第6号の政策公募手続は、市長等が政策等の案を作成するのではなく、政策等の案を市民に募集するものです。「例えば、のら猫対策としてどのようなものが考えられるでしょうか。案をください。」といったものを募集することが考えられます。

第7号は、市民参画手法は、第1号から第6号までに掲げるもののほかにも、アンケート、ヒアリング、モニター、フォーラム、市民会議など多種多様な手法があり、また、将来において有効な市民参画手法が見出されることも考えられます。政策等の内容や市民参画を求める時期などに応じ、第1号から第6号までに掲げる以外に適切な手法があれば、市長等はその手法により市民参画手続を実施できることを定めたものです。

**(市民参画手続の実施原則)**

- 第8条 市長等は、市民参画手続の実施にあたっては、市民が広く市政に参画し、市民の意見等が効果的に反映できるよう努めるものとする。
- 2 市長等は、市民参画手続を実施するときは、政策等の内容、影響、市民の関心及び市民参画を求める段階を考慮して、適切な市民参画手法を選択するものとする。
  - 3 市長等は、市民参画を推進するため、複数の市民参画手法を併用するよう努めるものとする。
  - 4 市長等は、対象事項について市民参画手続を実施する場合は、必ず意見公募手続を実施するものとする。
  - 5 市長等は、市民参画手続の結果を最も効果的に政策等に反映できると認める適切な時期において、市民参画手続を実施するよう努めるものとする。

**【考え方】**

市民参画手続を実施する際の基本的な事項について定めたものです。

第1項は、市長等が市民参画手続を実施するときには、市民が広く市政に参画できること、市民の意見等が効果的に反映できることを基本に、市民参画手続を実施するよう努めるべきことを定めています。

第2項は、市長等は、政策等の内容、影響、市民の関心及び市民参画を求める段階を考慮して適切な市民参画手法を選択して実施するべきことを定めています。

第3項は、市民参画手続を実施する場合は、市民参画手続を効果的に運用するために、市長等はできるだけ複数の手法を用いるべきことを定めたものです。

例えば一つの政策等の企画・立案をする場合に、意見公募手続だけを実施すればよいのではなく、市民意向の調査段階ではアンケートを実施し、検討段階では審議会等を設置し検討を行い、その検討の結果、政策等の案が策定された場合はその案について意見公募手続を実施するなど、複数の手法をとるように努めるということです。

第4項は、対象事項について市民参画手続を実施する場合には、意見公募手続は必ず実施するべきことを定めています。市民参画手続の実施にあたっては広く市民意見を聴くことが肝要であり、意見公募手続はあらゆる政策等において実施でき、かつ、誰もが容易に参加することができるため、幅広い意見を求めることに適しているからです。

第5項は、市長等が、市民参画手続を実施すべき適切な時期について定めたものです。「適切な時期」については、一般的には、できるだけ早い時期に市民参画手続を行うことが効果的と考えられますが、政策等が多様であることから、必ずしも早い段階での市民参画手続の実施が効果的であるとは限らないため、政策等の内容に応じ、市民参画手続の結果を最も効果的に政策等に反映できると認める「適切な時期」に市民参画手続の実施を行うよう定めたものです。

**(公表の方法)**

第9条 この条例及びこの条例に基づく規則に定める公表は、次に掲げる方法によるものとし、市長等は2以上の方法で行うものとする。

- (1) 明石市公告式条例(昭和25年条例第10号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市広報紙への掲載
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) その他市長等が必要と認める方法

**【考え方】**

この条例及びこの条例に基づく規則に基づき市民参画手続に関しての公表を行う場合の公表方法について定める規定です。

第1号は明石市公告式条例に定める市内7か所の掲示場への掲示、第2号は市の広報紙である「広報あかし」への掲載、第3号は明石市の公式ホームページへの掲載、第4号は市長等が必要と認める方法であり、第1号から第4号までの方法で複数の方法によって公表を行うことを義務付けたものです。なお第4号の方法の例としては、市の施設への掲示、窓口での書類配布、新聞などメディアによる方法などがあります。

市長等は、情報共有の観点からできるだけ多くの市民が公表内容を把握できるように提供すべきであり、最低でも2以上の方法をとるべきことを義務づけています。

**(制度の調整)**

第10条 法令(この条例を除く。以下この条において同じ。)の規定により、意見公募手続、審議会の設置その他の市民の意見等を聴く手続が定められているものについて、当該法令の規定により市民の意見等を聴く手続を行った場合は、この条例に基づく市民参画手続を実施することを要しない。

**【考え方】**

市長等が行う政策等の中には、既存の法令の規定により、意見公募、審議会の設置、公聴会の実施、縦覧等により市民の意見等を聴取する手続を経るべきことや、その手法についても定められているものがあります。

例えば、景観法、都市計画法、国土利用計画法などでは、計画策定等に当たって、公聴会や審議会などを開催して、住民の意見を聴くべきことが定められています。

例：「景観計画」、「都市計画決定」、「地区計画」、「国民保護協議」など

また、条例で審議会を設置している場合もあります。

例：「明石市放置自転車対策審議会」、「住居表示審議会」、「文化財審議会」など

これらについては、それぞれの法令による手続を行った場合は、この条例に基づく市民参画手続を実施しなくても良いとしたものです。ただし、市長等において、任意に市民参画手続を行うことを妨げるものではありません。

## (意見公募手続)

- 第11条 市長等は、意見公募手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 政策等の案及びこれに関連する資料
  - (2) 意見の提出先及び提出方法
  - (3) 意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）
  - (4) その他市長等が必要と認める事項
- 2 意見提出期間は、前項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長等は、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、第1項の規定による公表の際に、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 意見を提出しようとする者は、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 5 市長等は、意見公募手続により提出された意見についての検討を終了し、政策等を定めた場合は、非公開情報（明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)第11条各号に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）を除き、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 政策等の案の名称
  - (2) 提出された意見の概要
  - (3) 提出された意見に対する検討結果及びその理由
  - (4) その他市長等が必要と認める事項
- 6 市長等は、意見公募手続を実施したにもかかわらず政策等を定めなかった場合は、その旨及び理由を公表しなければならない。

## 【考え方】

意見公募手続は、市の政策等の原案に対して広く意見を求めるために行う手法であるので、できるだけ意見を提出できやすくすることが必要です。

第1項は、意見公募手続を実施する場合には、あらかじめ、第1号から第4号までに掲げる事項を公表すべきことを定めています。また、第1号に規定する資料及び第2号に規定する意見の提出方法については、規則で次のとおり定めています。

## (意見公募手続の方法) ※明石市市民参画条例施行規則

- 第4条 条例第11条第1項第1号に規定する資料は、次に掲げるものとする。
- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに論点
  - (2) その他政策等の案を理解するために必要な資料
- 2 条例第11条第1項第2号に規定する意見の提出方法は、次に掲げる方法とする。ただし、市長等は必要があると認めるときは、提出方法を指定することができる。
- (1) 持参

- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ装置を用いた送信
- (4) 電子メールの送信

第2項は、意見公募手続を行う場合は、対象となる政策等の案や資料等をあらかじめ公表して、その内容について十分理解していただくようにするとともに、当該政策等の案について意見を提出するために、十分に検討する時間を設ける必要があることから、意見提出期間を公表の日から原則30日間設けることを定めたものです。

第3項は、第2項において意見提出期間を30日以上設けることとしているものの、政策等によっては、緊急に定める必要がある等の理由により、30日以上の期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮できることとし、期間を短縮した場合は、その理由について説明する義務があることを定めたものです。

第4項は、意見提出の方法の詳細な手続きについては、規則で定めることを定めたものです。規則では、次のとおり定めています。

(意見公募手続の方法) ※明石市市民参画条例施行規則

第4条 (略)

2 (略)

3 条例第11条第4項の規定による意見の提出は、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(以下「書面等」という。)を市長等に提出することにより行うものとする。

- (1) 市長等が公表した政策等の案の名称
- (2) 市長等が公表した政策等の案に対する意見
- (3) その他意見公募手続の実施に当たり市長等が提出を求めた事項

第5項は、意見公募手続を経たのち政策等を決定した場合に、提出された意見を検討した結果や政策等への反映状況を公表することを、市長等に義務付けたものです。

市民の意見を聴いても、それを聴きっぱなしにしたのでは市民参画の意義が失われるばかりか、市民参画に対する市民の信頼が損なわれます。市長等が検討結果や反映状況を公表して、説明責任を果たすことで、政策等の決定過程の透明性を高め、市民の政策等に関する理解を深めることができます。

ただし、公表内容に明石市情報公開条例第11条に規定する非公開情報が含まれるときは、その部分は公表しないものとします。非公開情報の例としては、氏名などの特定の個人を識別できる情報や、公開することにより事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報などを指します。

第6項は、意見公募手続を経たにもかかわらず、最終的にその政策等を定めなかったときに、そのことについて市長等が説明責任を果たすべきことを定めたものです。この場合の例としては、市長等が全く考えていなかった論点が指摘され、検討の結果、意見公募に付した政策の案を大きく変更する必要が生じ、政策決定を見送った場合などです。

なお、見送った政策等の実施を取りやめるのではなく、大幅に変更した案により実施しようとするときは、その変更案について再度の意見公募手続を行うこととなりますが、当初の案の策定を審議会等で検討した場合などは、再度の意見公募手続実施の前に、変更案について再度その審議会等で検討する必要があると考えています。

(審議会等の委員の選任等)

第12条 市長等は、審議会等手続を実施しようとするときは、次に掲げる基準に従い、審議会等の委員を選任するよう努めるものとする。

- (1) 委員の年齢及び居住地域の構成、在職期間、他の審議会等の委員との兼職状況、男女の比率等に配慮し、市民の幅広い意見が反映されるようにすること。
  - (2) 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の3割を下回らないようにすること。
  - (3) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
  - (4) 委員数は、20人以内とすること。ただし、法令に定めのある場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。
  - (5) 委員総数の2割以上は、公募による市民の委員とすること。ただし、法令により委員の構成が定められているときその他公募の委員を選任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 市長等は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分、任期その他市長等が必要と認める事項を公表する。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 市長等は、毎年度、審議会等（前項ただし書の規定により、同項に規定する公表をしないものを除く。）ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 委員の氏名、選任の区分、任期その他市長等が必要と認める事項
  - (2) 公募による市民の委員がない場合は、その理由

#### 【考え方】

審議会等の委員の人選の基準等を定めています。

第1項は、審議会等を設置する場合に、その構成員の選任に関する基本的な基準を定めたものです。

審議会等は、比較的少人数の固定されたメンバーで、特定の課題について詳細な検討を行うために設置されるものであり、一般的には、審議会等において審議された結論は政策等の策定に当たって大きな影響を持つこととなります。

従来から審議会等は市の政策等の案を策定する場合に活用されてきましたが、行政にとって都合の良い人を委員に選任しているのではないかという批判もあったところです。こういった批判に応えるためには、審議会等の委員の選任に当たっては、適切な人選を行い、多様な市民の意見等を反映させることが望ましいことから、法令などにより審議会等のメンバーが既に決められている場合や公募の委員を選任しないことについて正当な理由がある場合を除いて、公募市民を審議会等の委員に選任すべきこととしています。ここでいう正当な理由とは、その審議の内容が個人のプライバシーに関するものである場合や、高度に専門的な知識が要求されるような事項を審議する場合など、そもそも公募になじまない事案である場合や、公募したにも関わらず応募する者がいなかった場合が該当します。

また、委員については、各界各層からの幅広い意見を反映するため、在職年数が通算



12年を超える場合や審議会等の兼職状況が5件以上の場合は、選任しないものとするなど、要綱で次のとおり定めています。

(委員の選任の基準) ※審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱

第3条 参画条例第12条第1項第1号の規定に基づき、市民の幅広い意見が反映されるようにするため、審議会等の委員の選任に当たっては、次に掲げる基準に従うよう努めるものとする。

- (1) 同一の委員による審議会等の委員の兼職の件数は、5件以内とすること。ただし、特定の職にある者を充てる場合は、この限りでない。
- (2) 市の職員を委員に選任しないこと。ただし、審議会等の特性に鑑み、市の職員を審議会等の委員に含めることが必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 同一の審議会等の委員としての在職期間が通算して12年を超える場合は、当該審議会等の委員として再任しないこと。ただし、特定の職にある者を充てる場合及び専門分野の学識経験者を充てる場合は、この限りでない。

(委員名簿の一元管理等) ※審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱

第4条 審議会等の委員名簿は、総務部職員室人事課長において一元管理するものとする。

- 2 審議会等を所管する課等の長は、審議会等の委員を選任したとき又は委員に変更があったときは、当該審議会等の委員に係る審議会等委員名簿を作成し、直ちに、総務部職員室人事課長に送付するものとする。

第2項は、審議会等の委員を選任した場合に、市民が第1項の基準に基づいて選任しているかどうかを判断できるよう、委員がどのような人であるかについて必要な事項を公表するよう定めたものです。

市民には、どのような人が委員に選任されているのかを知る権利があることから、これらの事項を公表することとしたものです。

第3項は、市長等は、毎年度、審議会等の設置の状況及び審議会等の委員の選任の状況を取りまとめて公表することを定めたものです。この場合、公募市民が審議会等の委員に選任されていない場合には、その理由を公表しなければならないこととしています。

また、審議会等については、法律により設置が義務付けられている場合を除き、社会環境の変化や適切な行政運営を行うため、見直しについて、要綱で次のとおり定めています。

(審議会等の見直し) ※審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱

第6条 次の各号のいずれかに該当する審議会等については、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 5年以上にわたって委員が選任されていないもの
- (3) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの
- (4) 他の市民参画手法により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び担当事務が他の審議会等と類似又は重複しているもの
- (6) その他行政の簡素、効率化の見地から統合が望ましいもの

2 設置後5年以上経過した審議会等については、前項に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

(審議会等の会議の公開等)

第13条 審議会等の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容に非公開情報が含まれる場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

2 審議会等の会議を開催するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合その他会議の開催について支障があると認められる正当な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 議題及び審議すべき事項の概要
- (2) 会議の開催の日時及び場所
- (3) 傍聴についての手続
- (4) その他市長等が必要と認める事項

3 前項本文の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、審議会等の会議を開催する日から起算して2週間前までに行うものとする。

4 市長等は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。ただし、非公開の会議にあっては、この限りでない。

#### 【考え方】

審議会等の会議の公開について定めています。

第1項は、市民参画手続の実施に当たって審議会等を設置する場合は、その会議は公開とするが、第1号から第3号までに該当する場合は、その全部又は一部を非公開とすることができることを定めています。

審議会等の設置による市民参画手続は、2面性を持ちます。1つには公募により市民を審議会等の委員に選任することにより審議会等の審議において市民が意見等を述べる機会を確保することによる直接的な市民参画の側面と、審議会等の会議や資料等を公開し、会議の内容を市民に知らせることにより将来の市民参画を促すという間接的な市民参画の側面です。会議の公開は、市民との情報共有と市民参画意識の醸成において、非常に重要なことと考えます。会議の公開等については、規則で次のとおり定めています。

(審議会等の会議の公開等) ※明石市市民参画条例施行規則

第5条 審議会等の長(以下「会長等」という。)は、会場の秩序を保持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他必要な事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 傍聴人は、会長等の指示に従うとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、

次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、かつ、会議の進行に支障となる行為をしないこと。
- (2) 会議の撮影及び録音をしないこと。ただし、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。
- (3) 前2号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

4 会長等は、前項の規定に従わない傍聴人に対して、注意をし、又は退場を命ずることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

(審議会等の会議の非公開の取扱い)

第6条 条例第13条第1項ただし書の規定による会議の全部又は一部の非公開の決定は、会長等が会議に諮って定めるものとする。

2 会長等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を公表するものとする。

第2項は、審議会等の会議の公開による間接的な市民参画の前提として、市民に広く会議の開催等について周知する必要があるため、第1号から第4号までに掲げる事項を公表すべきことを定めています。ただし、その会議が非公開とされたものである場合や、あらかじめ会議日程を公表できない特段の事情がある場合は、公表しなくても良いとしたものです。あらかじめ会議日程を公表できない特段の事情とは、諸般の事情によりあらかじめ開催日時を特定できない特別な事情をいいます。

第3項は、審議会等の会議を実施する場合の公表は、開催日から起算して2週間前までに行うべきことを定めています。ただし、2週間前までに行うことができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮できることとします。

第4項は、審議会等の会議を開催した場合の会議録の作成と、非公開情報を除く公表を義務付けたものです。審議会等の会議録を作成することは、その内容を開示するかどうかは別として、どのような経過を経て審議会等の検討の結論が導かれたかを明らかにする上で必要不可欠なものであるからです。ただし、非公開の会議の場合は、会議録の公表はしないものとします。会議録に記載する内容については、規則で次のとおり定めています。また、会議録の公表の時期については、会議終了後1カ月以内に公表するよう要綱で定めています。

(審議会等の会議録) ※明石市市民参画条例施行規則

第7条 条例第13条第4項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 出席者の氏名
- (5) 会議における発言の要旨又は議事の経過
- (6) 配布資料の名称

(7) 事務局の名称

(8) その他市長等が必要と認める事項

2 条例第13条第4項の規定による会議録の公表は、会議の開催の都度、速やかに行うものとする。ただし、市長等が議事の性質その他の理由によりこれにより難しいと認めるときは、当該審議会等による審議が終了したときに行うことができる。

(審議会等の会議録) ※審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱

第5条 参画条例第13条第4項の規定による会議録の公表は、会議終了後1カ月以内に、会議資料とともに行うよう努めるものとする。

## (意見交換会手続)

第14条 市長等は、意見交換会手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見交換会の議題及びこれに関連する資料
- (2) 意見交換会の開催の日時及び場所
- (3) 意見交換会に参加できる者の範囲
- (4) その他市長等が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、意見交換会を開催する日から起算して2週間前までに行うものとする。

3 市長等は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。

## 【考え方】

意見交換会手続を実施する場合の手続について定めたものです。

意見交換会とは、一定の人数の市民を一堂に会し、直接対面方式により、市長等が政策等の説明を行った後、参加者から意見等の提出を受け、あるいは市長等と参加者、参加者相互で意見等を述べ合うものです。

意見交換会の態様として、意見交換会、市民説明会、タウンミーティング、懇談会、出前講座、パネルディスカッションなどがあります。

意見交換会には、政策等の決定前に政策等に市民の意見を反映させるために意見を聴くことを目的として行うものと、既に政策等を決定した後で、その内容を周知し、理解や協力を得るもの、施策等に対する評価を聴取するものがあります。

後者の場合は、情報提供、情報共有、市長等の説明責任として行うものです。

意見交換会の実施に当たっては、政策等の内容や市民に与える影響等を勘案して、参加できる人の範囲(居住地域、年齢など)を定めたりする場合があります。

第1項は、意見交換会手続を実施するときには、第1号から第4号までに掲げる事項を公表すべきことを定めています。第1号に規定する資料及び第3号に規定する意見交換会に参加できる者の範囲については、規則で次のとおり定めています。

## (意見交換会手続の資料等) ※明石市市民参画条例施行規則

第8条 条例第14条第1項第1号に規定する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 議題とする事項の趣旨、目的及び背景並びに論点
- (2) その他議題の内容を理解するために必要な資料

2 条例第14条第1項第3号に規定する意見交換会に参加できる者の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長等は、意見交換会の対象となる事案の内容に応じ、当該範囲を広げ、若しくは制限し、又は参加できる者を指定することができる。

- (1) 住民
- (2) 市内で働く者(前号に掲げる者を除く。以下「通勤者」という。)
- (3) 市内で学ぶ者(前2号に掲げる者を除く。以下「通学者」という。)
- (4) 事業者等(前3号に掲げるものを除く。)

(5) 意見交換会手続に係る事案に利害関係を有するもの（前各号に掲げるものを除く。）

第2項は、意見交換会手続を実施する場合の公表は、開催日から起算して2週間前までに行うべきことを定めています。ただし、2週間前までに行うことができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮できることとします。

第3項は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表すべきことを定めたものです。意見交換会は公開の場で行うものでありますが、発言者の氏名などは非公開情報に当たります。開催記録に記録する内容については、規則で次のとおり定めています。

(意見交換会手続の資料等) ※明石市市民参画条例施行規則

第8条 (略)

2 (略)

3 条例第14条第3項の開催記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 意見交換会の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 参加した者の氏名（不特定多数の者を対象とする意見交換会にあっては、参加した者のおおよその人数）
- (4) 市長等が説明した政策等の案の概要
- (5) 参加した者からの意見の内容及び当該意見に対する市長等の考え方
- (6) 配布資料の名称
- (7) 事務局の名称
- (8) その他市長等が必要と認める事項

## (ワークショップ手続)

第15条 市長等は、ワークショップ手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) ワークショップの名称
- (2) ワークショップを行う目的
- (3) ワークショップの対象とする事案の内容
- (4) ワークショップにおいて議論し、合意形成を図りたい事項
- (5) ワークショップの実施回数、開催の日時及び場所
- (6) ワークショップに参加できる者の範囲
- (7) その他市長等が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、ワークショップを開催する日から起算して2週間前までに行うものとする。

3 市長等は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。

## 【考え方】

ワークショップ手続について定めたものです。

ワークショップとはメンバーをあまり固定せず、比較的少人数で、自由な議論や共同作業を通じて合意形成を図っていくところに特色があります。

政策等について、ファシリテーターの進行のもとに、市民と市、市民同士でブレインストーミングなど様々な共同作業を通じて、多様な市民の意見等を引き出しながら、一定の方向性を見出すための会合をいいます。

市民が自由意見を出し合い、多様な共同作業を通じて合意形成を図ることから、参加した市民にとっては充実感が得られる点や市民のアイデア等が様々な意見を通して集積される点において非常に効果的な市民参画手法であるといわれています。

ファシリテーターとは、議論に対して中立な立場を保ちながら話し合いに介入し、合意形成や相互理解に向けて深い議論がスムーズになされるよう調整しながら会議を進行する役割を負った人をいいます。

ワークショップの成功の鍵はファシリテーターにかかっているといっても過言ではなく、市長等はファシリテーターの重要性をかんがみ適切な人材を充てるとともに、職員に対してもファシリテーター研修等を実施し、ファシリテーターとなれる人材の育成に努めなければなりません。

ワークショップの開催に当たっては、参加者の役割の明確化や政策等の進め方の信頼感を構築するためにも、議題、作業内容、実施回数及びファシリテーターの役割分担など、ワークショップの開催内容をあらかじめ参加者に説明し、理解してもらうことが重要です。

第1項は、ワークショップ手続を実施しようとするときには、第1号から第7号までに掲げる事項を公表すべきことを定めています。第6号に規定するワークショップに参加できる者の範囲については、規則で次のとおり規則第8条第2項に準ずる旨を定めています。



(ワークショップに参加できる者の範囲等) ※明石市市民参画条例施行規則  
 第9条 条例第15条第1項第6号に規定するワークショップに参加できる者の範囲は、前条第2項の規定を準用する。

第2項は、ワークショップを実施する場合の公表は、開催日から起算して2週間前までには行うべきことを定めています。2週間とした理由は、2週間あれば大方周知ができるとの考えからです。ただし、2週間前までに行うことができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮できることとします。

第3項は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表すべきことを定めています。開催記録に記録する内容については、規則で次のとおり定めています。

(ワークショップに参加できる者の範囲等) ※明石市市民参画条例施行規則  
 第9条 (略)

2 条例第15条第3項の開催記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) ワークショップの名称
- (2) ワークショップを行う目的
- (3) ワークショップの対象とする事案の内容
- (4) 開催の日時及び場所
- (5) 参加した者の氏名
- (6) ワークショップで出された意見の概要
- (7) ワークショップで策定された案
- (8) 配布資料の名称
- (9) 事務局の名称
- (10) その他市長等が必要と認める事項

## (公聴会手続)

- 第16条 市長等は、公聴会手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 対象となる事案の内容（政策等の案を策定した場合はその内容）及びこれに関連する資料
  - (2) 公聴会の開催の日時及び場所
  - (3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)となることができる者の範囲
  - (4) 公述人として述べようとする意見の要旨及び理由を記載した文書の提出先、提出方法及び提出期間
  - (5) 傍聴についての手続
  - (6) その他市長等が必要と認める事項
- 2 前項第4号の提出期間は、緊急その他特別の理由があるときを除き、同項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。
- 3 公聴会は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公聴会の全部又は一部を公開しないことができる。
- (1) 法令の規定により公開しないこととされている場合
  - (2) 公聴会の内容に非公開情報が含まれる場合
  - (3) 公聴会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 4 市長等は、第1項第4号の提出期間に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表するものとする。
- 5 公聴会は、市長等が指名する者が議長として主宰する。
- 6 議長は、公聴会を開催したときは、開催記録を作成し、市長等に提出しなければならない。
- 7 市長等は、公聴会が終了したときは、非公開情報を除き、前項の開催記録を公表するものとする。

## 【考え方】

公聴会手続について定めたものです。

公聴会は、政策等の案を策定するに当たり、その参考としたり、意見を反映させるために、市民、利害関係者、学識経験者等から意見等を直接聴取する会合を言います。

公聴会では公述人が所定の方法により口頭で意見を述べ、市長等はその意見等を直接聴くものであり、意見公募手続が書面等による意見表明であるのに対して、公聴会は口頭での意見表明といわれています。

第1項は、市長等が公聴会手続を実施する場合には、第1号から第6号までに掲げる事項を公表すべきことを定めています。第3号に規定する公述人となることができる者の範囲及び第4号に規定する提出方法については、規則で次のように定めています。

## (公述人となることができる者の範囲等)

- 第10条 条例第16条第1項第3号に規定する公述人となることができる者の範囲は、第8条第2項の規定を準用する。

- 2 公述人となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した文書を、市長等が公表した提出期間内に提出しなければならない。
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 市長等が定めた公述人となることができる者に該当する旨及びその根拠となる事実
  - (4) 公述人として述べようとする意見の要旨及び理由
  - (5) その他市長等が必要と認める事項
- 3 条例第16条第1項第4号に規定する提出方法については、第4条第2項の規定を準用する。
- 4 市長等は、第2項の規定により文書を提出した者のうちから多様な趣旨の意見を聴取することを旨として公述人を選定するものとする。この場合において、意見の趣旨を同じくするものが多数あるときは、市長等は、それらの意見を提出した者のうちから公述人を選定することができる。
- 5 市長等は、前項の規定により公述人を決定したときは、公述人となった者に対してはその旨を、公述人とならなかった者に対してはその旨を理由を付して、速やかに通知するものとする。

第2項は、公聴会手続を実施する場合には、意見の提出期間は、原則として、30日以上でなければならない旨を定めています。

公聴会の開催は一般的に、

「①公聴会の開催の公表と公述人の募集」→「②公述人の決定」→「③公聴会の開催」という順序で実施されます。

公述人の募集では、市長等は、公述人になろうとする者に公聴会で述べようとする意見とその要旨を記載した文書を提出させ、市長等は応募してきた者の中から、その者の意見等を検討し、適切な者を公述人として選考します。公述人となろうとする者が意見提出のために政策等について十分検討する時間を設ける必要があることから、意見の提出期間は、公聴会開催の公表の日から少なくとも30日間設けることを定めたものです。ただし、緊急に公聴会手続を実施する必要がある等の理由により、30日以上を定めることができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮できることとします。

第3項は、公聴会は、原則公開としますが、法令等が要求する場合、審議内容に非公開情報が含まれている場合、公述人がある特定の利害関係者に限られる場合などについては、非公開とすることができる旨を定めています。

第4項は、公聴会手続を実施することとした場合において、期間内に意見の提出がなく、公述人となろうとする者がいない場合は公聴会を中止し、公聴会が開けなかった旨を公表し、説明責任を果たすべきことを定めたものです。

応募者がいなかったときに、市長等が誰かに公述人になってもらうことを依頼するなど、アリバイ的又は形式的に公聴会を開催することは、結局、市民参画手続に対する信頼を損ない、市民参画を進める上では好ましいものではありません。

なお、公聴会を中止し政策等の案を策定した場合でも、意見公募手続は行われることとなります。(第8条第3項)

第5項は、公聴会を主宰する議長の選任について定めたものです。公聴会の議事等については、規則で次のとおり定めています。

## (公聴会の議事等) ※明石市市民参画条例施行規則

- 第11条 公聴会の議長（以下「議長」という。）は、公聴会において、公述人に、その意見及び理由を陳述させるものとする。
- 2 議長は、必要に応じ、公聴会に学識経験者、市職員その他の者を参考人として出席を求め、意見を聴くことができる。
  - 3 公聴会は、撮影及び録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
  - 4 公述人及び参考人は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。この場合において、議長は、発言時間を制限することができる。
  - 5 議長は、傍聴人の発言を許可することができる。
  - 6 公述人、参考人及び発言を許可された傍聴人（以下「公述人等」という。）は、事案の範囲を超えて発言することができない。
  - 7 公述人は、議長の承認を得たときは、陳述に代えて文書で意見を提示し、又は代理人に陳述させることができる。
  - 8 議長は、事案の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動をした者又は会場の秩序を乱し、若しくは公聴会の妨害となる行為をした者に対して、発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第6項は、公聴会の議長は、公聴会の会議内容を開催記録に記録し、市長等に報告すべきことを定めています。開催記録に記録する内容については、規則で次のとおり定めています。

## (公聴会の開催記録) ※明石市市民参画条例施行規則

- 第12条 条例第16条第6項の開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 事案の内容
  - (2) 開催の日時及び場所
  - (3) 公述人等の氏名及び住所
  - (4) 公述人等の意見又は答弁の概要
  - (5) 配布資料の名称
  - (6) 事務局の名称
  - (7) 公聴会の議事の経過
  - (8) その他市長等が必要と認める事項
- 2 前項第4号の規定にかかわらず、当該公聴会の議事録を添付することをもって同号に規定する事項の記載に代えることができる。

第7項は、公聴会が終了した場合の開催記録の公表について定めたものです。

## (政策公募手続)

第17条 市長等は、政策公募手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提案を求める政策等の目的
- (2) 提案することができるものの範囲
- (3) 提案の提出先及び提出方法
- (4) 提案の提出期間
- (5) その他市長等が必要と認める事項

2 前項第4号の提出期間は、緊急その他特別の理由があるときを除き、同項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

3 政策公募に応じ、政策等を提案しようとするものは、規則で定めるところにより行わなければならない。

4 市長等は、政策公募手続において提案があったときは、検討結果及びその理由を当該提案をしたものに通知するとともに、非公開情報を除き、当該提案の内容及び市長等の検討結果を公表するものとし、提案がなかったときは、その旨を公表するものとする。

## 【考え方】

政策公募手続は、市長等が一定の政策等に係る問題を提起し、市民からその問題解決の方法や政策等の案について提案を求める手続です。

政策公募手続は、対象とする政策等について市の案は示さず、市民の自由な発想を求めることにより、市民の持つ知識、経験、創造性を市の政策等に活用していくことを目指しています。

この手続においては、提案を求める政策等は、市長等がその都度決定することとなります。

例：「〇〇町に10,000平方メートルの土地がある。市としてはここに福祉センターを建てようと考えているが、どのような施設があれば良いか。」など

第1項は、市が政策公募手続を行う場合には、あらかじめ第1号から第5号までに掲げる事項を公表すべきことを定めています。第2号に規定する提案することができるものの範囲及び第3号に規定する提出方法については、規則で次のように定めています。

## (政策公募手続による提案) ※明石市市民参画条例施行規則

第13条 条例第17条第1項第2号に規定する提案することができるものの範囲は、第8条第2項の規定を準用する。

2 条例第17条第1項第3号に規定する提出方法については、第4条第2項の規定を準用する。

第2項は、政策公募手続における提案の提出期間は、提案しようとする者が十分に検討する時間を設ける必要があることから、少なくとも30日間とるべきことを定めています。ただし、30日以上の間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮できることとします。

第3項は、提案の方法等についての細目は規則で定めるものとしたものです。

規則で定める事項は、政策公募に応ずることができる者の範囲、応募方法の細目等です。政策等の提案の方法については、規則で次のように定めています。

(政策公募手続による提案) ※明石市市民参画条例施行規則

第13条 (略)

2 (略)

3 条例第17条第3項の規定による政策等の提案は、次に掲げる事項を記載した書面等を市長等に提出することにより行うものとする。

(1) 市長等が公表した政策公募手続の名称

(2) 政策等の案

(3) その他市長等が必要と認める事項

第4項は、市長等に提案があったとき、又はなかったときの取扱いについて定めたものです。

(その他の市民参画手法)

第18条 市長等は、第7条第7号のその他の市民参画手法により市民参画手続を実施する場合には、あらかじめ、規則で定める事項を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、当該市民参画手続を実施する日から起算して2週間前までに行うものとする。

【考え方】

第7条第7号のその他の市民参画手法により市民参画手続を実施する場合について定めたものです。

第1項は、市長等が市民参画手続を実施する場合に、有効な手法として「その他の市民参画手法」を実施する場合に、規則で定める事項を公表しなければならないことを定めたものです。規則では、次のとおり公表すべき事項を定めています。

(その他の市民参画手法の公表事項) ※明石市市民参画条例施行規則

第14条 条例第18条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) その他の市民参画手法により市民参画手続を実施する事案の内容及び関連する事項
- (2) その他の市民参画手法の名称、内容及び手続
- (3) 日時及び場所を定めて行う市民参画手法である場合は、日時及び場所
- (4) 当該市民参画手続に参加できるものの範囲
- (5) 当該市民参画手続の実施結果等の公表の予定時期及び公表する事項
- (6) その他当該市民参画手続を実施するために必要な事項

第2項は、「その他の市民参画手法」により市民参画手続を実施するときにも、その実施する日から起算して2週間前までには、その他の市民参画手法を実施する旨を公表すべきことを定めたものです。この場合、実施するその他の市民参画手法が市民に具体的に意見等の提出を求めるものである場合は、市民が検討する時間を設ける必要があるため、意見公募手続と同様に30日以上の検討期間は設けるべきであると考えます。

## (政策提案手続)

- 第19条 市民（年齢満18歳以上の本市の区域内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。）は、市民20人以上の連署をもって、その代表者（以下「提案代表者」という。）から市長等に対して、対象事項についての政策等の案を添えて、政策等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が第6条第3項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 2 市長等は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かを検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、非公開情報を除き、当該提案の内容とともに公表するものとする。
- 3 市長等は、提案が対象事項に該当する場合は、当該提案に係る政策等を行うか否かを検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、公表するものとする。
- 4 市長等は、前項の検討を行うに当たっては、提案代表者に公開の場において意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 提案代表者は、第2項又は第3項の検討結果について不服がある場合には、市長等に対して再検討を求めることができる。
- 6 市長等は、前項の規定による再検討の求めがあったときは、遅滞なく、次条第1項に定める明石市市民参画推進会議に諮問し、その答申を尊重した上で再検討を行い、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、公表するものとする。

## 【考え方】

政策提案手続は、市民が自発的に政策等の案を提案し、市長等がその案を検討し、その結果を提案代表者に通知するとともに、公表を行うものです。

政策提案手続は、単なる意見や要望ではなく、公共の福祉の増進の観点から、市全体の公益を考慮した提案がなされることを目的とした制度ですので、提案できる場合を第1項において限定しています。

なお、市民が行う要望、提案等で第1項に掲げる要件に該当しないもの（提案が対象事項でないもの又は20人以上の連署をもって提出されたものでないもの）は政策提案手続としての取扱いはしませんが、そのような要望、提案等の取扱いについては、市民が自発的に提出した意見等として、第22条の規定により取り扱うこととなります。

第1項は、政策提案できる場合の要件を定めています。

「年齢満18歳以上の本市の区域内において住所を有する者」とは、提案する日において年齢18歳以上で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき明石市の住民基本台帳に記載されている者及び外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が明石市にある者をいい、居住期間の要件は問わないものとしています。

年齢制限については、現在政策提案を定めている他市の条例においては、年齢制限なし、満18歳以上、満20歳以上など、さまざまな規定が見られます。

検討委員会では、満18歳になれば成人と同様に、市全体の利益も考慮した提案を行う能力があると考えられること、最終的な政策等の決定は、市長等又は議会に委ねられていることから、20歳以上の有権者に限る必要はないと考えました。なお、現



在政府でも議論されている、今後の成人(選挙権)18歳化への動きも踏まえています。

在住外国人も、地域住民としてまちづくりの担い手です。提案できる内容が対象事項に限られていることに加え、あくまで提案であって最終決定は市長等又は議会に委ねられていることから、年齢制限と同様、選挙権を有する者に限られず、また定住外国人等への限定や居住期間等の要件を課すこともしないものとなりました。

20人以上の連署を要件とした理由は、安易な提案や無責任な提案は避けなければならない、少なくとも20人以上の賛同者が得られなければならないと考えたからです。政策提案手続による提案の方法については、規則で次のとおり定めています。

(政策提案手続による提案の方法等) ※明石市市民参画条例施行規則

第15条 条例第19条第1項本文の規定による政策等の提案を行おうとする者は、市民政策提案書(様式第1号)及び市民政策提案者名簿(様式第2号)に関係資料を添えて、市長等に提出しなければならない。

第2項は、市長等が第1項の規定による政策提案を受けた場合において、その内容がこの政策提案制度の対象となる対象事項に該当するかどうかを、政策等を行うか否かの検討に先立って検討し、その結果を提案代表者に通知するとともに、非公開情報を除き提案内容とともに公表すべき旨を定めたものです。対象事項に該当せず、この制度になじまない要望や苦情等である場合も、第22条の規定により自発的な意見等として取り扱うこととなります。公表する事項については、規則で次のとおり定めています。

(政策提案手続による提案の方法等) ※明石市市民参画条例施行規則

第15条 (略)

2 条例第19条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提案の内容
- (2) 提案代表者の氏名及び住所
- (3) 当該提案が対象事項に該当するものであるかどうかの決定
- (4) 前号の決定をした理由
- (5) その他市長等が必要と認める事項

第3項は、提案が対象事項に該当する場合に、市長等が当該提案に係る政策等を行うか否かを検討し、その結果を提案代表者に通知するとともに、公表することを定めたものです。公表する事項については、規則で次のとおり定めています。

(政策提案手続による提案の方法等) ※明石市市民参画条例施行規則

第15条 (略)

2 (略)

3 条例第19条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に規定する事項
- (2) 提案を受けた政策等を行うか否かについての市長等の決定
- (3) 提案を受けた政策等を行わない決定をした場合は、その理由
- (4) その他市長等が必要と認める事項

第4項は、市長等が第3項の規定により政策等を行うか否かを検討するに当たり、提案代表者に公開の場において意見交換をする機会を与えるべき旨を定めたもので

す。意見交換をする機会について、規則で次のとおり定めています。

- (政策提案手続における意見陳述) ※明石市市民参画条例施行規則
- 第16条 市長等は、条例第19条第4項の規定による意見の陳述（以下「意見陳述」という。）の機会を与えるに当たっては、提案代表者に対し、意見陳述を行うべき期日までに相当な期間をおいて、その日時及び場所を通知するものとする。
- 2 提案代表者は、やむを得ない理由があるときは、市長等に対し、意見陳述の日時の変更を申し出ることができる。
- 3 市長等は、意見陳述の日時及び場所を決定したときは、これを公表するものとする。
- 4 提案代表者は、意見陳述を行うに当たり、代理人に意見を陳述させることができるものとする。

第5項は、提案の内容が対象事項に該当するかどうかについて又は提案に係る政策等を行うか否かについての市長等の検討結果に疑義がある提案代表者は、市長等に再検討を求めることができる旨を定めたものです。再検討の求めの期限、方法等について、規則で次のように定めています。

- (政策提案手続における再検討の求め) ※明石市市民参画条例施行規則
- 第17条 条例第19条第5項の規定による再検討の求めは、検討結果の公表の日から起算して2週間以内にしなければならない。
- 2 前項の再検討の求めは、次に掲げる事項を記載した書面等を市長等に提出することにより行うものとする。
- (1) 再検討を求める政策等の名称又はその内容
- (2) 再検討を求める理由
- 3 前項に規定する提出方法については、第4条第2項の規定を準用する。
- 4 条例第19条第6項の規定による公表については、第15条第3項の規定を準用する。

第6項は、提案代表者からの求めを受けて再検討を行う場合には、第20条に規定する明石市市民参画推進会議に諮問し、その答申を尊重して決定すべき旨を定めたものです。

尊重するというのは、答申の結果を重んじなければならないが、その結果に従わなければならないという法的拘束力までは生じないという意味です。

再検討した結果については、提案代表者に通知するとともに、公表すべきことを定めています。この場合、政策等を行うか、否かについて答申と違う決定をする場合には、何故答申と違う決定をしたのかについて、説明責任を尽くさなければなりません。公表する事項については、規則で次のとおり規則第15条第3項に準ずる旨を定めています。

- (政策提案手続における再検討の求め) ※明石市市民参画条例施行規則
- 第17条 (略)
- 2～3 (略)
- 4 条例第19条第6項の規定による公表については、第15条第3項の規定を準用する。

## (推進会議の設置)

- 第20条 この条例に基づく市民参画を推進するため、市長の附属機関として、明石市市民参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
- 2 推進会議は、前条第6項に規定する答申を行うほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を答申する。
- (1) この条例及びこの条例に基づく規則の改正又は廃止に関する事項
  - (2) この条例の運用の状況及びその評価に関する事項
  - (3) その他市民参画の推進に関し必要な事項
- 3 推進会議は、市民参画手続の運用全般に関する事項について、市長等に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 【考え方】

この条例の実効性を高め、この条例に基づき市民参画を推進するに当たり、市民参画手続が十分であったのか、他にもっと良い手法がなかったのかなど、市民の視点で評価するために、附属機関として「明石市市民参画推進会議」を設置します。

第1項は、明石市市民参画推進会議の設置の趣旨及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置することを定めたものです。推進会議の組織等については、規則で次のとおり定めています。

## (推進会議の組織等) ※明石市市民参画条例施行規則

- 第18条 条例第20条第1項に規定する推進会議は、委員11人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 公募による市民
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第2項は、推進会議の所管事項を定めたものです。推進会議は、第19条第6項の規定による再検討に対する答申を行うほか、第1号から第3号までの事項について市長からの諮問に応じて答申することを定めています。

第1号は、推進会議はこの条例及びこの条例に基づく規則の改廃に関して、市長からの諮問に応じ、答申する旨を定めています。

第2号は、この条例の運用の状況及びその評価に関する事項について、市長からの諮問に応じ、答申する旨を定めています。

第3号は、第1号及び第2号に定めるもののほか、市民参画の推進に関して必要な事項について市長からの諮問に応じ答申する旨を定めています。

第3項は、推進会議は、第2項の審議機能及び審査機能のほか、市民参画手続についての運用全般に関する事項について、市長等に対して意見を述べる建議機能を有す

るものであることを定めています。

第4項は、第1項から第3項までに定めるもの以外の推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則に委任することを定めています。規則では、次のとおり定めています。

(推進会議の会議等) ※明石市市民参画条例施行規則

第19条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

5 前条及び前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(運用状況の公表)

第21条 市長は、毎年、前年度における市民参画手続の実施状況及び第19条第1項本文の規定による政策等の提案（以下「政策提案」という。）の取扱状況を取りまとめ、公表するものとする。

【考え方】

市長は、毎年、市長等が行った市民参画手続の実施状況及び政策提案の取扱状況を取りまとめて公表することを定めたものです。これは、前年度の実施状況を公表することで市民参画手続が適正に運用されているかどうかを市民が評価できるようにするために行うものです。

## (市民の自発的意見の取扱い)

第22条 市長等は、市民参画手続又は政策提案によらず提出された市政に対する意見等については、明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）第4章に定めるところにより、処理するものとする。

## 【考え方】

市民参画手続又は政策提案手続によらずに、市長等に対して自発的に提出された意見等の取扱いについて定めたものです。

市民の市政に対する参画は、市民参画手続や政策提案手続といった市長等が用意する手続のみに従って行われなければならないものではなく、日常の市政に対する関心により市民が自発的に意見等を市長等に提出することも市民参画にほかなりません。

このような自発的に寄せられる市民の意見等についても、市長等が、公正かつ適切に検討し、効果的に市政運営に生かしていくことは、市民参画を推進する上で重要です。また、これらのような市民の意見等を有効に活用していくためには、市全体で情報を共有する必要があります。現在、市民から自発的に寄せられる意見等については、明石市法令遵守の推進等に関する条例で市民の市政に対する要望、提案等の取扱いを定めているところであり、その定める方法により処理することを定めたものです。（明石市法令遵守の推進等に関する条例第31条～第35条）

## 明石市法令遵守の推進等に関する条例

## (要望、提案等に対する基本原則)

第31条 市の機関は、市民の市政への参画と協働を実現するため、市政運営に対する要望、提案等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。

2 市の機関は、特定のことを特別に扱うことを求める要望、提案等に対しては、他のものの権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定のものに対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

3 市の機関は、要望、提案等が不当要求行為に該当すると認める場合は、これを拒否しなければならない。

## (要望、提案等の記録等)

第32条 市の機関は、要望、提案等があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。ただし、当該要望、提案等が不当要求行為に該当すると認めるときは、次節に定めるところにより処理するものとする。

(1) 口頭により要望、提案等を受けた場合 要望、提案等を行った者（以下この節において「要望者」という。）に当該要望、提案等の内容を確認し、簡潔に記録するとともに、当該要望、提案等の内容が公開又は公表の対象となることを教示する。

(2) 書面又は電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により要望、提案等を受けた場合 要望者にその内容を確認し、当該要望、提案等の内容が公開又は公表の対象となることを教示する。

2 不当要求行為とは、おおむね次に掲げる行為をいう。

(1) 市が行う許認可その他の行政処分又は請負その他の契約に関して、正当な理由なく、特定のものに対して不当に有利な又は不利な取扱いをするよう要求する行為及び入札その他の事務の公正を害する行為

- (2) 市が行おうとしている不利益処分に関して、正当な理由なく、当該不利益処分の名宛人となるべき者のために、当該不利益処分を行わないよう、又は処分内容を緩和するよう要求する行為
  - (3) 職員の人事（採用、昇任、降任、転任等をいう。）について、正当な理由なく、有利な又は不利な取扱いをするよう要求する行為
  - (4) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとし、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償、解決金その他これらに類する名目で金品、便宜等を要求する行為
  - (5) 身体の一部若しくは器具を使って故意に相手を傷つけようとする行為、職員が恐怖を感じ反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫又は職員が業務ができない程度のけん騒にわたる行為を用いて要望、提案等を行う行為
  - (6) 職員が正常な状態で面談することが困難である、又は職務の遂行に支障が生じるおそれがあるため断ったにもかかわらず、強行に脅迫的言動を用いて、又は不快感を生じせしめるほど執拗に、面談を強要し、又は営業を行う行為
  - (7) 粗野な又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為を用いて要望、提案等を行う行為
  - (8) 庁舎等の施設の保全若しくは秩序の維持又は本市事務事業の適正な遂行に支障を生じさせる行為を用いて要望、提案等を行う行為
  - (9) 前各号に定めるもののほか、職員等の公正な職務の遂行を妨げる行為を用いて要望、提案等を行う行為
- （記録の例外）

第33条 市の機関は、要望、提案等が次に掲げる場合は、前条第1項第1号の規定にかかわらず、当該要望、提案等を記録しないことができる。

- (1) 公式又は公開の場における要望、提案等であって、議事録等に記録される場合
- (2) 要望、提案等の内容が単に事実、手続等に関する問い合わせ、苦情、意見等にすぎないことが明白であると認める場合
- (3) 職員の職務について一定の作為又は不作為を求めるものでない場合
- (4) 営業その他社会通念上日常的な活動である場合
- (5) 要望、提案等（第2号に該当するものを除く。）を受けた場において当該要望、提案等に係る用件が終了し、改めて対応する必要がない場合

2 前項の規定は、同項第1号及び第2号に掲げる場合を除き、公職者（衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又はこれらの者の秘書その他これらの者の活動を補佐する者をいう。第49条第1項において同じ。）からの要望、提案等には、適用しない。

（確認機会の付与）

第34条 要望者は、第32条第1項第1号の規定による記録の内容について、市の機関に対して確認を求めることができる。この場合において、市の機関は、速やかに要望者に対して当該記録を提示するとともに、確認の結果、必要があると認めるときは、当該記録の修正その他必要な措置を講ずるものとする。

（要望、提案等の管理及び公表）

第35条 市の機関は、要望、提案等を規則で定めるところにより管理するとともに、要望、提案等の概要及びこれに対する対応の方針等の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより要望者その他関係人の競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがある場合は、公表しないことができる。

2 前項の規定による公表に当たっては、氏名、住所その他の要望者が特定されるおそれのある情報は、公表しないものとする。

3 第25条の規定は、第1項本文の規定による公表について準用する。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【考え方】

この条例を施行する際に必要な事項は、規則に委任することを規定したものです。



## 明石市市民参画条例

平成23年3月29日

条例第1号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市民参画手続等
  - 第1節 通則（第6条—第10条）
  - 第2節 市民参画手法の実施等（第11条—第18条）
- 第3章 政策提案手続（第19条）
- 第4章 市民参画の推進（第20条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、明石市自治基本条例（平成22年条例第3号。以下「自治基本条例」という。）の目的及び理念に基づき、市民の市政への参画についての手続その他必要な事項を定め、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 自治基本条例第2条第1号に規定する市民をいう。
- （2）市長等 自治基本条例第2条第3号に規定する市長等をいう。
- （3）政策等 市長等が、市政に関して一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての政策、施策、方針、方策その他これらに類するものをいう。
- （4）市民参画 市長等が行う政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が意見等を反映させるため、主体的に関わっていくことをいう。

## （市民参画の基本原則）

第3条 市民参画は、市民の自主性が尊重されるとともに、全ての市民にその機会が保障されるものとする。

- 2 市民参画は、市民と市長等がお互いの情報提供の下に、情報を共有して行われるものとする。
- 3 市民参画は、市民と市長等との良好な信頼関係に基づいて行われるものとする。
- 4 市民参画は、多様な市民の意見等が反映されることを基本として行われるものとする。

## （市長等の責務）

第4条 市長等は、市民に対して市民参画の機会を積極的に提供し、市民参画を推進するものとする。

- 2 市長等は、市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすい形で提供し、市民との情報共有に努めるものとする。
- 3 市長等は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めるものとする。
- 4 市長等は、市政について適切かつ誠実に説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 5 市長等は、市民参画に関する調査及び研究を行うとともに、市民参画に対する市民の意識を醸成するよう啓発に努めるものとする。

## （市民等の役割）

第5条 市民は、自治の主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画を行うように努めるものとする。

- 2 市民は、市民参画に関する理解を深め、市民参画を通じて地域社会の課題の解決に主体的に取り

組むよう努めるものとする。

- 3 市民参画を行うものは、市民の立場に立ち、特定のもののみの利益ではなく、現在及び将来における明石市全体の利益を考慮するとともに、誠実に、市民参画を行うよう努めるものとする。

## 第2章 市民参画手続等

### 第1節 通則

(市民参画手続の実施等)

第6条 市長等は、政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合には、市民参画手続（市長等が市民参画を求める手続をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

- 2 市長等は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を行うときは、あらかじめ、市民参画手続を実施しなければならない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止
- (2) 市の総合計画（自治基本条例第26条第1項に規定する「総合計画」をいう。）その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止
- (3) 市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止

- 3 前項の規定にかかわらず、市長等は、対象事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参画手続を実施しないことができる。

- (1) 市税の賦課徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。）その他金銭の徴収に関するもの
- (2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの
- (3) 法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）並びに条例及び規則をいう。以下同じ。）に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの
- (4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの
- (6) 特に緊急の必要のため作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの

- 4 市長等は、前項の規定により対象事項について市民参画手続を実施しなかった場合は、当該対象事項に係る政策等を公表する日（地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に定める議決事件である場合にあっては、議会に提案する日）と同時期に市民参画手続を実施しなかった旨及びその理由を公表するものとする。

(市民参画手法)

第7条 市民参画手続の手法（以下「市民参画手法」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 意見公募手続（市長等が政策等の案とともに当該政策等の案の趣旨、目的、内容等及びこれに関連する資料をあらかじめ公表して、広く一般の意見を求め、提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。）
- (2) 審議会等手続（地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他の審議会、検討会等（その構成員の全部又は一部に市民が含まれるものに限る。以下「審議会等」という。）を設置し、これらに市長等が諮問等を行うことにより意見等を求める一連の手続をいう。）
- (3) 意見交換会手続（市長等が政策等の案を説明し、参加した市民からの意見等を収集し、又は

参加した市民と意見交換することを目的として、説明会、タウンミーティング（市長等と市民との対話型の集会をいう。）その他の集会を開催する方法をいう。）

- (4) ワークショップ手続（市長等と参加した市民又は参加した市民同士が議論し、意見交換し、又は共同作業を行う会合を開催し、合意形成を図る方法をいう。）
- (5) 公聴会手続（市長等が政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ提示して、公聴会を開くことにより、市民の意見等を聴く方法をいう。）
- (6) 政策公募手続（市長等が市民に対して政策等の提案を募集する方法をいう。）
- (7) その他の市民参画手法（市長等が実施する市民参画手続の手法であって前各号に掲げるもの以外のものをいう。）

（市民参画手続の実施原則）

第8条 市長等は、市民参画手続の実施にあたっては、市民が広く市政に参画し、市民の意見等が効果的に反映できるよう努めるものとする。

- 2 市長等は、市民参画手続を実施するときは、政策等の内容、影響、市民の関心及び市民参画を求める段階を考慮して、適切な市民参画手法を選択するものとする。
- 3 市長等は、市民参画を推進するため、複数の市民参画手法を併用するよう努めるものとする。
- 4 市長等は、対象事項について市民参画手続を実施する場合は、必ず意見公募手続を実施するものとする。
- 5 市長等は、市民参画手続の結果を最も効果的に政策等に反映できると認める適切な時期において、市民参画手続を実施するよう努めるものとする。

（公表の方法）

第9条 この条例及びこの条例に基づく規則に定める公表は、次に掲げる方法によるものとし、市長等は2以上の方法で行うものとする。

- (1) 明石市公告式条例（昭和25年条例第10号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市広報紙への掲載
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) その他市長等が必要と認める方法

（制度の調整）

第10条 法令（この条例を除く。以下この条において同じ。）の規定により、意見公募手続、審議会の設置その他の市民の意見等を聴く手続が定められているものについて、当該法令の規定により市民の意見等を聴く手続を行った場合は、この条例に基づく市民参画手続を実施することを要しない。

## 第2節 市民参画手法の実施等

（意見公募手続）

第11条 市長等は、意見公募手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の案及びこれに関連する資料
  - (2) 意見の提出先及び提出方法
  - (3) 意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）
  - (4) その他市長等が必要と認める事項
- 2 意見提出期間は、同項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、市長等は、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、第1項の規定による公表の際に、その理由を明らかにしなければならない。
  - 4 意見を提出しようとする者は、規則で定めるところにより行わなければならない。

- 5 市長等は、意見公募手続により提出された意見についての検討を終了し、政策等を定めた場合は、非公開情報（明石市情報公開条例（平成14年条例第5号）第11条各号に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）を除き、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 政策等の案の名称
  - (2) 提出された意見の概要
  - (3) 提出された意見に対する検討結果及びその理由
  - (4) その他市長等が必要と認める事項
- 6 市長等は、意見公募手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合は、その旨及び理由を公表しなければならない。
- （審議会等の委員の選任等）
- 第12条 市長等は、審議会等手続を実施しようとするときは、次に掲げる基準に従い、審議会等の委員を選任するよう努めるものとする。
- (1) 委員の年齢及び居住地域の構成、在職期間、他の審議会等の委員との兼職状況、男女の比率等に配慮し、市民の幅広い意見が反映されるようにすること。
  - (2) 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の3割を下回らないようにすること。
  - (3) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
  - (4) 委員数は、20人以内とすること。ただし、法令に定めのある場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。
  - (5) 委員総数の2割以上は、公募による市民の委員とすること。ただし、法令により委員の構成が定められているときその他公募の委員を選任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 市長等は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分、任期その他市長等が必要と認める事項を公表する。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 市長等は、毎年度、審議会等（前項ただし書の規定により、同項に規定する公表をしないものを除く。）ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 委員の氏名、選任の区分、任期その他市長等が必要と認める事項
  - (2) 公募による市民の委員がない場合は、その理由
- （審議会等の会議の公開等）
- 第13条 審議会等の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- (1) 法令の規定により公開しないこととされている場合
  - (2) 会議の内容に非公開情報が含まれる場合
  - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 2 審議会等の会議を開催するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合その他会議の開催について支障があると認められる正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (1) 議題及び審議すべき事項の概要
  - (2) 会議の開催の日時及び場所
  - (3) 傍聴についての手続
  - (4) その他市長等が必要と認める事項
- 3 前項本文の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、審議会等の会議を開催する日から起算して2週間前までに行うものとする。
- 4 市長等は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、公表するも

のとする。ただし、非公開の会議にあっては、この限りでない。

(意見交換会手続)

第14条 市長等は、意見交換会手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見交換会の議題及びこれに関連する資料
- (2) 意見交換会の開催の日時及び場所
- (3) 意見交換会に参加できる者の範囲
- (4) その他市長等が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、意見交換会を開催する日から起算して2週間前までに行うものとする。

3 市長等は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。

(ワークショップ手続)

第15条 市長等は、ワークショップ手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) ワークショップの名称
- (2) ワークショップを行う目的
- (3) ワークショップの対象とする事案の内容
- (4) ワークショップにおいて議論し、合意形成を図りたい事項
- (5) ワークショップの実施回数、開催の日時及び場所
- (6) ワークショップに参加できる者の範囲
- (7) その他市長等が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、ワークショップを開催する日から起算して2週間前までに行うものとする。

3 市長等は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。

(公聴会手続)

第16条 市長等は、公聴会手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 対象となる事案の内容（政策等の案を策定した場合はその内容）及びこれに関連する資料
- (2) 公聴会の開催の日時及び場所
- (3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）となることのできる者の範囲
- (4) 公述人として述べようとする意見の要旨及び理由を記載した文書の提出先、提出方法及び提出期間
- (5) 傍聴についての手続
- (6) その他市長等が必要と認める事項

2 前項第4号の提出期間は、緊急その他特別の理由があるときを除き、同項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

3 公聴会は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公聴会の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 公聴会の内容に非公開情報が含まれる場合

- (3) 公聴会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 4 市長等は、第1項第4号の提出期間に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表するものとする。
  - 5 公聴会は、市長等が指名する者が議長として主宰する。
  - 6 議長は、公聴会を開催したときは、開催記録を作成し、市長等に提出しなければならない。
  - 7 市長等は、公聴会が終了したときは、非公開情報を除き、前項の開催記録を公表するものとする。

(政策公募手続)

第17条 市長等は、政策公募手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提案を求める政策等の目的
  - (2) 提案することができるものの範囲
  - (3) 提案の提出先及び提出方法
  - (4) 提案の提出期間
  - (5) その他市長等が必要と認める事項
- 2 前項第4号の提出期間は、緊急その他特別の理由があるときを除き、同項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。
  - 3 政策公募に応じ、政策等を提案しようとするものは、規則で定めるところにより行わなければならない。
  - 4 市長等は、政策公募手続において提案があったときは、検討結果及びその理由を当該提案をしたものに通知するとともに、非公開情報を除き、当該提案の内容及び市長等の検討結果を公表するものとし、提案がなかったときは、その旨を公表するものとする。

(その他の市民参画手法)

第18条 市長等は、第7条第7号のその他の市民参画手法により市民参画手続を実施する場合には、あらかじめ、規則で定める事項を公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、当該市民参画手続を実施する日から起算して2週間前までに行うものとする。

第3章 政策提案手続

(政策提案手続)

第19条 市民（年齢満18歳以上の本市の区域内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。）

- は、市民20人以上の連署をもって、その代表者（以下「提案代表者」という。）から市長等に対して、対象事項についての政策等の案を添えて、政策等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が第6条第3項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 2 市長等は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かを検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、非公開情報を除き、当該提案の内容とともに公表するものとする。
  - 3 市長等は、提案が対象事項に該当する場合は、当該提案に係る政策等を行うか否かを検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、公表するものとする。
  - 4 市長等は、前項の検討を行うに当たっては、提案代表者に公開の場において意見を述べる機会を与えなければならない。
  - 5 提案代表者は、第2項又は第3項の検討結果について不服がある場合には、市長等に対して再検討を求めることができる。
  - 6 市長等は、前項の規定による再検討の求めがあったときは、遅滞なく、次条第1項に定める明石市市民参画推進会議に諮問し、その答申を尊重した上で再検討を行い、その結果及び理由を提案代

表者に通知するとともに、公表するものとする。

#### 第4章 市民参画の推進

##### (推進会議の設置)

第20条 この条例に基づく市民参画を推進するため、市長の附属機関として、明石市市民参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、前条第6項に規定する答申を行うほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を答申する。

(1) この条例及びこの条例に基づく規則の改正又は廃止に関する事項

(2) この条例の運用の状況及びその評価に関する事項

(3) その他市民参画の推進に関し必要な事項

3 推進会議は、市民参画手続の運用全般に関する事項について、市長等に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

##### (運用状況の公表)

第21条 市長は、毎年、前年度における市民参画手続の実施状況及び第19条第1項本文の規定による政策等の提案（以下「政策提案」という。）の取扱状況をとりまとめ、公表するものとする。

##### (市民の自発的意見の取扱い)

第22条 市長等は、市民参画手続又は政策提案によらず提出された市政に対する意見等については、明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）第4章に定めるところにより、処理するものとする。

#### 第5章 雑則

##### (規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際既に着手され、又は準備がされている対象事項であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参画手続を実施することが困難な場合は、第2章の規定は適用しない。

##### (条例の見直し)

3 市長は、この条例の施行状況等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする

## 明石市市民参画条例施行規則

平成23年 3月31日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市市民参画条例（平成23年条例第1号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、明石市自治基本条例（平成22年条例第3号）及び条例において使用する用語の例による。

(大規模な市の施設)

第3条 条例第6条第2項第4号に規定する広く市民の利用に供する大規模な施設は、総事業費の額が10億円を超えるものとする。

(意見公募手続の方法)

第4条 条例第11条第1項第1号に規定する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに論点
- (2) その他政策等の案を理解するために必要な資料

2 条例第11条第1項第2号に規定する意見の提出方法は、次に掲げる方法とする。ただし、市長等が必要があると認めるときは、提出方法を指定することができる。

- (1) 持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ装置を用いた送信
- (4) 電子メールの送信

3 条例第11条第4項の規定による意見の提出は、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下「書面等」という。）を市長等に提出することにより行うものとする。

- (1) 市長等が公表した政策等の案の名称
- (2) 市長等が公表した政策等の案に対する意見
- (3) その他意見公募手続の実施に当たり市長等が提出を求めた事項

(審議会等の会議の公開等)

第5条 審議会等の長（以下「会長等」という。）は、会場の秩序を保持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他必要な事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 傍聴人は、会長等の指示に従うとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、かつ、会議の進行に支障となる行為をしないこと。
- (2) 会議の撮影及び録音をしないこと。ただし、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。
- (3) 前2号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

4 会長等は、前項の規定に従わない傍聴人に対して、注意をし、又は退場を命ずることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

(審議会等の会議の非公開の取扱い)

第6条 条例第13条第1項ただし書の規定による会議の全部又は一部の非公開の決定は、会長等が会議に諮って定めるものとする。



2 会長等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を公表するものとする。  
(審議会等の会議録)

第7条 条例第13条第4項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 出席者の氏名
- (5) 会議における発言の要旨又は議事の経過
- (6) 配布資料の名称
- (7) 事務局の名称
- (8) その他市長等が必要と認める事項

2 条例第13条第4項の規定による会議録の公表は、会議の開催の都度、速やかに行うものとする。  
ただし、市長等が議事の性質その他の理由によりこれにより難いと認めるときは、当該審議会等による審議が終了したときに行うことができる。

(意見交換会手続の資料等)

第8条 条例第14条第1項第1号に規定する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 議題とする事項の趣旨、目的及び背景並びに論点
- (2) その他議題の内容を理解するために必要な資料

2 条例第14条第1項第3号に規定する意見交換会に参加できる者の範囲は、次に掲げるとおりとする。  
ただし、市長等は、意見交換会の対象となる事案の内容に応じ、当該範囲を広げ、若しくは制限し、又は参加できる者を指定することができる。

- (1) 住民
- (2) 市内で働く者（前号に掲げる者を除く。以下「通勤者」という。）
- (3) 市内で学ぶ者（前2号に掲げる者を除く。以下「通学者」という。）
- (4) 事業者等（前3号に掲げるものを除く。）
- (5) 意見交換会手続に係る事案に利害関係を有するもの（前各号に掲げるものを除く。）

3 条例第14条第3項の開催記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 意見交換会の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 参加した者の氏名（不特定多数の者を対象とする意見交換会にあつては、参加した者のおおよその人数）
- (4) 市長等が説明した政策等の案の概要
- (5) 参加した者からの意見の内容及び当該意見に対する市長等の考え方
- (6) 配布資料の名称
- (7) 事務局の名称
- (8) その他市長等が必要と認める事項  
(ワークショップに参加できる者の範囲等)

第9条 条例第15条第1項第6号に規定するワークショップに参加できる者の範囲は、前条第2項の規定を準用する。

2 条例第15条第3項の開催記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) ワークショップの名称
- (2) ワークショップを行う目的
- (3) ワークショップの対象とする事案の内容

- (4) 開催の日時及び場所
- (5) 参加した者の氏名
- (6) ワークショップで出された意見の概要
- (7) ワークショップで策定された案
- (8) 配布資料の名称
- (9) 事務局の名称
- (10) その他市長等が必要と認める事項  
(公述人となることができる者の範囲等)

第10条 条例第16条第1項第3号に規定する公述人となることができる者の範囲は、第8条第2項の規定を準用する。

- 2 公述人となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した文書を、市長等が公表した提出期間内に提出しなければならない。
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 市長等が定めた公述人となることができる者に該当する旨及びその根拠となる事実
  - (4) 公述人として述べようとする意見の要旨及び理由
  - (5) その他市長等が必要と認める事項

3 条例第16条第1項第4号に規定する提出方法については、第4条第2項の規定を準用する。

4 市長等は、第2項の規定により文書を提出した者のうちから多様な趣旨の意見を聴取することを旨として公述人を選定するものとする。この場合において、意見の趣旨を同じくするものが多数あるときは、市長等は、それらの意見を提出した者のうちから公述人を選定することができる。

5 市長等は、前項の規定により公述人を決定したときは、公述人となった者に対してはその旨を、公述人とならなかった者に対してはその旨を理由を付して、速やかに通知するものとする。

(公聴会の議事等)

第11条 公聴会の議長（以下「議長」という。）は、公聴会において、公述人に、その意見及び理由を陳述させるものとする。

- 2 議長は、必要に応じ、公聴会に学識経験者、市職員その他の者を参考人として出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 公聴会は、撮影及び録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 4 公述人及び参考人は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。この場合において、議長は、発言時間を制限することができる。
- 5 議長は、傍聴人の発言を許可することができる。
- 6 公述人、参考人及び発言を許可された傍聴人（以下「公述人等」という。）は、事案の範囲を超えて発言することができない。
- 7 公述人は、議長の承認を得たときは、陳述に代えて文書で意見を提示し、又は代理人に陳述させることができる。
- 8 議長は、事案の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動をした者又は会場の秩序を乱し、若しくは公聴会の妨害となる行為をした者に対して、発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(公聴会の開催記録)

第12条 条例第16条第6項の開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事案の内容
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 公述人等の氏名及び住所

- (4) 公述人等の意見又は答弁の概要
- (5) 配布資料の名称
- (6) 事務局の名称
- (7) 公聴会の議事の経過
- (8) その他市長等が必要と認める事項

2 前項第4号の規定にかかわらず、当該公聴会の議事録を添付することをもって同号に規定する事項の記載に代えることができる。

(政策公募手続による提案)

第13条 条例第17条第1項第2号に規定する提案することができるものの範囲は、第8条第2項の規定を準用する。

2 条例第17条第1項第3号に規定する提出方法については、第4条第2項の規定を準用する。

3 条例第17条第3項の規定による政策等の提案は、次に掲げる事項を記載した書面等を市長等に提出することにより行うものとする。

- (1) 市長等が公表した政策公募手続の名称
- (2) 政策等の案
- (3) その他市長等が必要と認める事項

(その他の市民参画手法の公表事項)

第14条 条例第18条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) その他の市民参画手法により市民参画手続を実施する事案の内容及び関連する事項
- (2) その他の市民参画手法の名称、内容及び手続
- (3) 日時及び場所を定めて行う市民参画手法である場合は、日時及び場所
- (4) 当該市民参画手続に参加できるものの範囲
- (5) 当該市民参画手続の実施結果等の公表の予定時期及び公表する事項
- (6) その他当該市民参画手続を実施するために必要な事項

(政策提案手続による提案の方法等)

第15条 条例第19条第1項本文の規定による政策等の提案を行おうとする者は、市民政策提案書(様式第1号)及び市民政策提案者名簿(様式第2号)に関係資料を添えて、市長等に提出しなければならない。

2 条例第19条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提案の内容
- (2) 提案代表者の氏名及び住所
- (3) 当該提案が対象事項に該当するものであるかどうかの決定
- (4) 前号の決定をした理由
- (5) その他市長等が必要と認める事項

3 条例第19条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に規定する事項
- (2) 提案を受けた政策等を行うか否かについての市長等の決定
- (3) 提案を受けた政策等を行わない決定をした場合は、その理由
- (4) その他市長等が必要と認める事項

(政策提案手続における意見陳述)

第16条 市長等は、条例第19条第4項の規定による意見の陳述(以下「意見陳述」という。)の機会を与えるに当たっては、提案代表者に対し、意見陳述を行うべき期日までに相当な期間をおいて、その日時及び場所を通知するものとする。

- 2 提案代表者は、やむを得ない理由があるときは、市長等に対し、意見陳述の日時の変更を申し出ることができる。
- 3 市長等は、意見陳述の日時及び場所を決定したときは、これを公表するものとする。
- 4 提案代表者は、意見陳述を行うに当たり、代理人に意見を陳述させることができるものとする。  
(政策提案手続における再検討の求め)

第17条 条例第19条第5項の規定による再検討の求めは、検討結果の公表の日から起算して2週間以内にななければならない。

- 2 前項の再検討の求めは、次に掲げる事項を記載した書面等を市長等に提出することにより行うものとする。
  - (1) 再検討を求める政策等の名称又はその内容
  - (2) 再検討を求める理由
- 3 前項に規定する提出方法については、第4条第2項の規定を準用する。
- 4 条例第19条第6項の規定による公表については、第15条第3項の規定を準用する。  
(推進会議の組織等)

第18条 条例第20条第1項に規定する推進会議は、委員11人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 公募による市民
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(推進会議の会議等)

第19条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議の庶務は、総務部総務課において処理する。
- 5 前条及び前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。  
(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則 (施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(推進会議の招集の特例)
- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる推進会議は、第19条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

年 月 日

宛

住 所  
提案代表者 氏 名  
電話番号

市 民 政 策 提 案 書

明石市市民参画条例第19条第1項本文の規定により、下記のとおり提案します。

記

- 1 提案する政策等の名称
- 2 提案する政策等の趣旨、目的、背景等
- 3 提案する政策等の内容（具体的な対象、手段等）

4 提案する政策等により得られる効果

5 提案する政策等の実施にあたり必要な費用（費目、内訳、額）

6 提案する政策等に該当する対象事項

提案する政策等について該当するものの番号を○で囲んでください。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定、変更、廃止
- (2) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更、廃止
- (3) 市政の基本的な事項を定める条例・義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、改廃
- (4) 広く市民の利用に供する大規模な施設の設置に係る基本的な計画の策定、変更
- (5) (1)～(4)以外の市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更、廃止

7 添付資料



## 審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、審議会等の運営及び委員の選任に関し、明石市市民参画条例（平成23年条例第1号。以下「参画条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において審議会等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律若しくは条例の定めるところにより設置する附属機関又は規則若しくは要綱等に基づき設置する審議会、委員会、協議会等であつて次に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 市の職員のみを構成員とするもの
- (3) 特定の事業を実施するために設置される実行委員会等

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、参画条例及び明石市市民参画条例施行規則（平成23年規則第10号）で使用する用語の例による。

## (委員の選任の基準)

第3条 参画条例第12条第1項第1号の規定に基づき、市民の幅広い意見が反映されるようにするため、審議会等の委員の選任に当たっては、次に掲げる基準に従うよう努めるものとする。

- (1) 同一の委員による審議会等の委員の兼職の件数は、5件以内とすること。ただし、特定の職にある者を充てる場合は、この限りでない。
- (2) 市の職員を委員に選任しないこと。ただし、審議会等の特性に鑑み、市の職員を審議会等の委員に含めることが必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 同一の審議会等の委員としての在職期間が通算して12年を超える場合は、当該審議会等の委員として再任しないこと。ただし、特定の職にある者を充てる場合及び専門分野の学識経験者を充てる場合は、この限りでない。

## (委員名簿の一元管理等)

第4条 審議会等の委員名簿は、総務部職員室人事課長において一元管理するものとする。

2 審議会等を所管する課等の長は、審議会等の委員を選任したとき又は委員に変更があつたときは、当該審議会等の委員に係る審議会等委員名簿を作成し、直ちに、総務部職員室人事課長に送付するものとする。

## (審議会等の会議録)



第5条 参画条例第13条第4項の規定による会議録の公表は、会議終了後1カ月以内に、会議資料とともに行うよう努めるものとする。

(審議会等の見直し)

第6条 次の各号のいずれかに該当する審議会等については、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 5年以上にわたって委員が選任されていないもの
- (3) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの
- (4) 他の市民参画手法により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び担当事務が他の審議会等と類似又は重複しているもの
- (6) その他行政の簡素、効率化の見地から統合が望ましいもの

2 設置後5年以上経過した審議会等については、前項に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

附 則 (平成23年11月21日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。